

# 令和元年度実地指導における指摘事項について

## 1 実施事業所数

- (1) 居宅介護支援事業所 5事業所
- (2) 地域密着型サービス事業所 10事業所

## 2 指導事例及び留意点について

### (1) 各サービスの介護計画等

#### ア 地域密着型通所介護

- サービス提供開始後に地域密着型通所介護計画の原案を作成している。
- 長期目標と短期目標についてそれぞれ達成時期ごとに評価していない。
- サービス提供に対しての、同意日及び署名のないものが確認された。
- やむを得ずサービス提供後に同意を得たが、その理由を計画書の余白に記載していない。

#### イ 認知症対応型通所介護

- 管理者が認知症対応型通所介護計画を確認していないものが見受けられた。
- 認知症対応型通所介護計画の同意日が記載されていない。
- 目標の達成時期に認知症対応型通所介護計画の評価が行われていない。

#### ウ 認知症対応型共同生活介護

- 目標の達成時期に認知症対応型共同生活介護計画の評価が行われていない。

#### エ 小規模多機能型居宅介護

- 長期的な目標の評価が行われていない。
- 「ライフサポートプラン」について、介護支援専門員の思考の流れを可視化するなど課題の把握の方法を工夫すること。
- モニタリング結果の記録が確認できない。

#### オ 居宅介護支援

- 利用者の生活歴やADL等の把握を行っているものの記録が不十分である。
- サービス担当者会議後に、主治の医師への照会により意見を求めているケースや照会をしていないケースが見受けられた。
- 利用者の都合により訪問できない場合に、特段の事情に該当したがその旨を居宅介護支援経過に記録していない。
- サービス提供開始後に利用者又は家族に対して説明し、文書により同意を得ている。

留意点【共通】

- 目標終了時は目標の達成度等評価をし、評価結果を基に新しい計画を作成するようにしてください。
- 事前に電話で説明し同意を得ている場合は、電話で同意を得た旨及びその日付を当該計画書の余白に記載してください。  
なお、やむを得ずサービス提供開始後に同意を得た場合も、その理由を当該計画書の余白に記載してください。  
さらに、利用者以外の者が同意する場合は、利用者との続柄を記載を求めてください。

(2) 内容及び手続きの説明並びに同意

ア 地域密着型通所介護

- 重要事項等を記した文書に提供するサービスの第三者評価の実施状況の記載がない。

イ 認知症対応型通所介護

- 重要事項等を記した文書に事故発生時の対応や提供するサービスの第三者評価の実施状況について記載がない。

ウ 認知症対応型共同生活介護

- 従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。

エ 小規模多機能型居宅介護

- 重要事項等を記した文書に提供するサービスの第三者評価の実施状況の記載がない。

オ 居宅介護支援

- 営業日について、重要事項説明書と運営規程とで整合性がない。

留意点【共通】

- 重要事項等を記した文書内に不足がある場合、追記した上で利用申込者又はその家族に対し、当該文書を交付して説明を行うとともに、利用申込者の同意を得るようにしてください。

### (3) その他

#### ア 地域密着型サービス共通

- 利用者の介護記録等、薬剤や預り金は施錠して管理すること。
- 包丁等の刃物は容易に利用者の手には取れないよう適切に管理すること。

#### イ 地域密着型通所介護

- 苦情処理記録に苦情処理担当者による所見が記録されておらず、担当としての機能を果たしていない。
- 苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、事業所に掲示すること。
- ヒヤリハットについて記録対象とする事案が明確になっていない。また、従業員が共通認識を持っていない。
- 事業所における内部研修が実施されていない。
- 災害時訓練を実施しているものの、従業員に実施結果の周知がされていない。
- 避難経路図の掲示がなく、従業員及び利用者に周知していない。
- 運営推進会議を設置していない。
- 医療機関の受診を要した事故について、伊那市への報告を行っていない。

#### ウ 認知症対応型通所介護

- 事業所の相談窓口は掲示しているものの、国民健康保険団体連合会及び市町村の連絡先が掲示されていない。
- 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（法令遵守責任者）を選任・伊那市への届出をしていない。

#### エ 認知症対応型共同生活介護

- 苦情を受け付けるための窓口を設置しているものの、苦情処理の体制及び手順等を定めていない。
- 吐しゃ物の処理に必要な物品を嘔吐等が発生した際に速やかに処理できる場所に配備していない。
- 面会受付簿が連名式となっているため、個人情報を守られていない。
- 職員会議を欠席した職員に対して会議の内容が共有されているか確認できない。

#### オ 小規模多機能型居宅介護

- 事業所で規定する非常災害に関する具体的計画のとおり訓練が行われていない。
- 従業員が事故とヒヤリハットの区別が明確化できていない。
- 事業所の相談窓口は掲示しているものの、国民健康保険団体連合会及び市町村の連絡先が掲示されていない。

- 作業台の上や収納棚が雑然としているほか、通路に備品等が置かれ狭隘になっている。
- 避難経路図の掲示がなく、従業員及び利用者に周知していない。
- 吐しゃ物の処理に必要な物品を嘔吐等が発生した際に速やかに処理できる場所に配備していない。

**留意点【地域密着型サービス共通】**

- 介護記録等の個人情報や預り金等の貴重品について、事故防止の観点から施錠して管理してください。
- 刃物等危険物は事故防止の観点から、容易に利用者の手には取れないよう管理してください。
- 掲示が必要な項目について、速やかに利用者又はその家族に対して見やすい場所へ掲示してください。
- 吐しゃ物等感染防止対策については、速やかに対応できるように備品の配備や処理手順の確認をしてください。

### 3 令和3年度実地指導について

#### (1) 実施事業所数（予定）

- ・居宅介護支援事業所 2事業所
- ・地域密着型サービス事業所 13事業所

#### (2) 実施時期（予定）

令和3年11月から令和4年3月まで

## 令和3年度 地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所実地指導 実施方針

### 1 指導・監査の目的

入所者や利用者等の自立支援及び尊厳の保持を念頭におき、地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の支援を行うことを基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

### 2 実地指導及び監査の方法

実地指導にあたっては、事業所自らが介護給付等対象サービスを適切に提供し、また介護給付の算定・請求が適正に行われることが重要であり、その事業所自らが行った確認の内容を市が確認し、必要に応じて是正や改善を促すこととする。

なお、居宅介護支援事業所については平成30年4月1日に指定権限が市町村へ移譲されたことにより、指導にあたり長野県所管時からの継続性を保つため、長野県の指導方針等に沿った形で実施する。

### 3 重点指導項目

利用者の尊厳を重視した法令・基準等に則した適正な事業運営及び人員の確保、介護報酬の適正請求を目指す観点から、特に下記の事項に重点を置く。

#### (1) 地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所共通事項

##### ア 安全管理体制の確保

- (ア) 実効性のある防火・防災対策の徹底
- (イ) 事故防止・再発防止策の徹底
- (ウ) インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症、食中毒等の予防・まん延防止

##### イ 利用者の尊厳を重視した適切な処遇

- (ア) 虐待防止及び身体拘束の廃止
- (イ) プライバシーの保護
- (ウ) 生活環境の確保
- (エ) 苦情処理体制の確立

##### ウ コンプライアンスの確立

内部統制体制の確立

##### エ 介護報酬の適正請求

加算に係る算定要件

#### (2) 居宅介護支援事業所

居宅サービス計画作成にあたり、利用者に関する情報収集、アセスメント、作成、モニタリング及び見直し等、一連のプロセスが適正に行われているかを確認する。

#### 4 延期基準

長野県新型コロナウイルス注意報にて、上伊那郡が感染警戒レベル5以上になった場合延期とします。